

民研だより

民主教育研究所
Research Institute of Democracy and Education

No. 156
2023年6月10日

CONTENTS



- ◆ インクルーシブ教育が求める教育学研究 河合隆平 1
- ◆ 16期後期 研究活動方針案 3
- ◆ 日誌、寄贈図書等 8

インクルーシブ教育が求める教育学研究

河合隆平（東京都立大学 民主教育研究所運営委員）

障害者権利委員会は

「分離教育の廃止」を求めたのか？

国連の障害者権利委員会が2022年9月に公表した日本政府に対する総括所見は、「分離教育の廃止」を勧告したと受けとめられたが、果たしてそうか。むしろ、日本の「特別支援教育」は文科省が言うような「インクルーシブ教育」（システム）ではなく、「一人一人のニーズに応じる」というキャッチフレーズや、いくつかの制度変更にもかかわらず、依然として障害の種別と程度に応じて特別な教育を行う「特殊教育」とどまっている現状に対する批判として理解すべきではないか。こうした文脈において「分離された特殊教育」の「廃止」が強く要請されたのであり、特別支援学校や特別支援学級といった特別な教育の場そのものを否定するものではない。

ただし、障害者権利委員会は「分離された環境」における「教育」を積極的に評価してはいない。すなわち、「数百万人もの障害のある人が、

引き続き教育を受ける権利を否定されており、さらに多くの障害のある人が、同級生から分離された環境でしか教育を受けることができず、しかもそこで受ける教育は質が低い」というのである（障害者権利委員会「インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号」2016）。

なお、今回の総括所見は「障害のある子ども」にかかわって、「医学的検査に基づく、早期発見及びリハビリテーションの制度が、障害のある児童を社会的隔離へと導き、障害者を地域社会から疎遠にさせ」ており、インクルーシブな地域生活への展望を妨げていることに懸念を示している。この点は、「障害のある子どもが保健ケア（早期発見介入プログラムを含む）にアクセスできることを確保するための即時的措置をとること」を勧告した子どもの権利委員会の総括所見（2019）と齟齬があるように見える。しかし、障害者権利委員会の勧告は、我が子に障害や発達の遅れがあることを告げられた保護者の不安や葛藤

に寄り添うことのないまま、子どもの生活を切り刻むような「療育」が始まり、就学へと追い立てられていく現状の改善を求めるものとして受けとめる必要があるのではないか。

教育政策をめぐる要求の一致点

障害者権利委員会の総括所見のボリュームの大きさは、それだけ日本の障害者施策の課題が多いことを示している。と同時に、そこには、相互の違いを乗り越え、要求の一致点を粘り強く見出しながら、パラレルレポート(日本障害者フォーラム)にまとめ上げた障害者運動の共同の経験が反映されている。総括所見が示した方向性を受けとめつつ、他方で「分離」や「社会的隔離」という強い文言に制約されることなく、日本の障害児教育の歴史と現実に即して「インクルーシブ教育」について議論と対話を続けていくうえで、このことを忘れないようにしたいと思う。

それでは、教育政策をめぐる要求の一致点はどこにあるか。それは、障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(2010年6月)に見ることができる。

「第一次意見」は「原則インクルージョン」を掲げ、「障害の有無にかかわらず、すべての子どもは地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とし、本人・保護者が望む場合のほか、ろう者、難聴者又は盲ろう者にとって最も適切な言語やコミュニケーションの環境を必要とする場合には、特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制度へと改める」ことを提言した。これに対して、障害のある子どもの通常学級在籍を「原則」とすることは、特別支援学校・学級を副次的に位置づけることになり、特別な教育の場の条件整備を制約するのではないかと批判もあった。

しかし、ここでは、障害を理由に本人と保護者の意向に反して就学先を強要される現実を廃絶し、そうならない仕組みに改めることを要求の一致点としたのであり、これを前提に本人と保護者

の希望に応じて、特別支援学校・特別支援学級の必要性を認めたのである。通常学級へのアクセスのしにくさだけではなく、文科省の「4・27通知」が特別支援学級の授業時数が過半数以下の子どもたちを支援学級教育から排除しようとする現状に対して、この障害者運動の合意を具体化していくことが重要である。しかし、この時点では、障害がある場合に通常学級とは異なる特別な場や教育課程がなぜ必要なのかという積極的な理由づけは、十分に押さえられなかったといえる。

教育学研究に求められるもの

今回の総括所見を契機として、そのことをあらためて追究したいと思う。通常学級において少数学級化が進んで、今より教育環境が飛躍的に改善され、指導方法も洗練されたとして、通常学級の教育課程において「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能」(学校教育法第72条)を獲得する学びは保障し得るのか。具体的には、特別支援学校・学級、通級による指導で行う「自立活動」を通常学級の教育課程に組み入れることができるのかということでもある。教科教育と教科外教育という構成をとる通常の教育課程論のなかに、そうした障害と共に生きる・大人になることを支え励ます文化の伝達はどのように構造化されるのか。それは、教育課程論をはじめとする教育学研究によって明らかにされるべき課題であり、それらの教育学の知見と切り結んでこそ、障害のある子どもたちが通常学級から自立した特別な教育の場と教育課程を必要とする理由もより明確になるのではないか。

私が参加する民研の「特別支援教育と子ども・学校」研究委員会が、そうした教育学研究の場となるために何が必要かを、障害のある子ども・青年たちの声を聴きながら、通常教育学の人たちと一緒に考えていきたいと思う。

16期後期 研究活動方針案

新自由主義に対抗する社会と未来の構築に向けて、 子ども・青年の現実から出発し、現場の実践と切り結ぶ教育研究を

1) 16期方針策定後の情勢と研究の課題

新自由主義的政策による競争と格差の拡大の中で、2020年初頭に世界を襲ったコロナ禍は貧しい人々により大きな打撃を与え、格差を拡大しました。3年余を経て、2023年5月5日にWHOの緊急事態宣言が終了し、国内ではCOVID-19の感染法上の扱いが季節性インフルエンザと同じ5類に移行しています。

2022年2月24日に始まったロシアのウクライナ侵略は、国連による平和構築の枠組みを揺るがし、冷戦終結後の東西対立の焦点という様相を呈しつつ、その解決の出口を見出せない状況が続いています。この「危機」に乗じて、岸田内閣は専守防衛という原則を投げ捨てる安保三文書（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備戦略」）を2022年12月16日に閣議決定し、「新しい戦前」と言われるような軍拡・大增税の道を歩もうとしています。特に、「国家安全保障戦略」の「Ⅶ 我が国の安全保障を支えるために強化すべき国内基盤」において、「2 社会的基盤」として「我が国と郷土を愛する心を養う」と明記されたことは重大です。「自衛隊、在日米軍等の活動の現状等への理解を広げる取り組みを強化する」ことも書かれており、自衛隊だけでなく新たに在日米軍の教科書記述が増えることも懸念されます。「3 知的基盤の強化」では「安全保障分野における政府と企業・学界との実践的な連携の強化」が謳われていますが、これは5月11日に可決された「経済安保推進法案」における科学技術研究の軍事化を促進するもので、研究の自由への介入が実質化されたとも言えます。学術会議の改革案を政府が提示するなどの露骨な介入は、軍産学共同に反対してきた学術会議への弾圧として見過ごすことはで

きません。安保三文書によるなし崩し的な憲法「改正」とともに、成文改憲の動きも実質化されつつあります。

大学運営に企業経営者が関与するガバナンス改革は度重なる改悪の中でかろうじて保ってきた大学の自治を根底から破壊するものですが、これも上記のこととの関連で理解される必要があります。また、岸田政権の「新しい資本主義に向けた改革」（骨太方針2022）の目玉の一つである「大学ファンド」は、10兆円の大学ファンドで世界トップレベルの大学を養成し、日本の研究力と経済を向上させるという触れ込みで2022年4月に始動しましたが、上半期9月で1881億円の損失を計上する結果となっています。大学に収益を上げることを要求し厳しい競争下におくことが研究と教育の場である大学にとっての重大な脅威であるだけでなく、これがそもそも安定した大学支援になり得ないことが明らかになったと言えます。研究と教育に携わる私たちにとって、大学をめぐるこのような状況は決して看過できるものではありません。

2020年2月にコロナ禍での一斉休校を一方的に決めた当時の首相が昨年7月に銃撃で亡くなり、権力の闇が暴かれることになりました。旧統一教会が家族や子どもに関する政策に大きな影響を与えていたことは特に重大です。また、多くの人々が反対の声を上げる中で強行されたオリンピックも、汚辱にまみれたものだったことが明らかになりました。

東日本大震災から12年を経て原発の再稼働と新設に舵を切った政府の決定は、故郷を追われた人々の苦難の経験を踏みにじるものです。放射能で汚染された水を海に流すという行為は、国際的にも日本の信用失墜と孤立を招かざ

るを得ません。

コロナ禍のもとで卒業式・入学式をはじめ多くの行事が制約され、子どもが貴重な教育の機会を奪われてきました。新型コロナを感染法上の5類に引き下げる決定をふまえ、教育現場でもその対応が進められていますが、この3月に行われた卒業式については、マスク着用や歌などに関する文科省の方針が揺れ動いたことが現場の混乱を招きました。そもそもこうしたことは各地の教育委員会や学校の判断に委ねられるべきもので、この混乱自体が日本の教育行政の問題を表しています。

子どもの貧困、虐待、不登校、自殺など子どもの危機的状況は深刻さを増しており、「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文科省：2022年10月27日）によると、小・中学校における不登校児童生徒数は前年度の196,127人を大幅に上回り244,940人と過去最多になっています。いじめ件数も再度上昇に転じており、特に小学生の「暴力行為」発生率は1000人当たり6.5件から7.7件に増加し、件数でも発生率でも中学校を上回っています。これは特に小学生にとって学校がストレスフルな場になっていることを示しています。小1時の休校によるひらがな習得のつまずきで、後の学年で思いを文字化できないことが子どもたちの荒れにつながっているという事例も報告されています。

厚生労働省の発表（2023年3月14日）によると、2022年の小中高生の自殺は514人で、統計のある1980年以降で最多となりました。その内訳は高校生が354人、中学生が143人、小学生が17人で、男子高校生が全体の4割を占めています。自殺の原因や動機では小中高いずれも「学校問題」（学業不振、進路に関する悩み、学友との不和）が最多です。

コロナ禍の3年の影響は、その人生に対する比率から言っても、年齢の低い子どもたちにとって大きいものであったことは容易に想像できます。中高学年の問題の低年齢化ではとらえきれない

変化も指摘されており、子どもの心と体、学びと育ちの問題の深刻さをふまえ、そこで失われたことの究明と回復が大きな課題になっています。「コロナ禍以前に戻る」のではない、コロナ後の実践とその研究が求められています。

コロナ禍におけるGIGAスクール構想の前倒し実施で小中高校では一人一台端末が実現しましたが、教育におけるデジタル化の子どもへの影響は、デジタルリテラシーの獲得に向けての教育条件の保障の課題とともに、引き続き注視していく必要があります。Society5.0に向けた人材育成が政府の重点施策となっていること自体の批判的検討の必要も改めて提起したいと思いません。

2022年6月15日に可決成立したこども基本法が4月1日に施行され、内閣府の外局として設置されたこども家庭庁も同日に始動しました。こども家庭庁の取り組みが子どもの権利を本当に実現していくものになるのかが問われており、その施策を具体的に検討していく必要があります。

教職員の労働条件も深刻な状況です。「働き方改革」の提唱にも関わらず、教職員の長時間過密労働が解決しない一方で、非正規雇用の増加、全国的な教師不足、教師希望者の減少などが起きています。「給特法」（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の問題が社会でも注目され、署名運動が取り組まれるとともに、政府与党や文科省レベルでも見直しの動きが加速しています。3月15日には全教が勤務実態調査の最終報告を発表しましたが、4月28日には文科省も教員勤務実態調査結果【速報値】を発表し、5月22日に教員の処遇改善について中教審への諮問を行いました。同日、自民党の「令和の教育人材確保に関する特命委員会」が教職調整額の増額（4%から10%へ）と学級担任や部活担当に対する諸手当の導入等を含む提言を岸田首相に提出しました。5月30日には20人の教育研究者有志が呼びかける「教員の長時間勤務に歯止めをかけ、豊かな学校教育を実現するための全国署名」が

スタートし、同日、記者会見が行われました。この署名では、教職調整額の増額や手当の支給では教員の超過勤務問題は解決されないとの立場で、教員にも残業代を支給すること、学校の業務量に見合った教職員を配置すること、教育予算を増額すること、の3点を要求項目としています。一方、埼玉県公立学校教員が残業代不払いを労働基準法に違反するとして訴えた裁判では、最高裁が3月8日に上告を却下し、教員側の敗訴となりました。

教員の働き方もかかわって、部活動の地域移行の課題も重要です。部活動が教員の大きな負担になっていることは事実ですが、それをどう解決していくか、部活動のあり方や地域移行については議論が大きく分かれている状況があります。子どもたちのスポーツ・文化活動の権利を保障することを最優先し、地域移行が保護者の負担や地域格差の拡大を生まないようなあり方を追求することが必要です。

教員養成・研修の問題も見逃すことはできません。中教審は2022年12月19日に「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～(答申)」を発表しました。そこでは、教員の養成・採用のあり方として、教育実習の実施時期、教員採用選考試験の早期化・複線化、「特定分野に強みや専門性のある教員」を養成する教職課程の開設、「教師自身の学び(研修観)」の転換などが盛り込まれています。教員免許更新制は「改正教職員免許法」が2022年7月1日に施行されたことによって廃止され、文科省は8月31日に新しい研修制度の指針とガイドラインを発表しました。それによって、2023年4月から教師の研修履歴の「記録」と、管理職等による受講の「奨励」が義務化されるなど、自主的な研修とは程遠いものが現場に強要されています。学校では、ハラスメント等で離職する若い教師も後を絶ちません。

コロナ禍における分散登校の経験から少人数

学級を望む国民的運動が高まり、40年ぶりの小学校での35人以下学級が実現しました。35人学級の最上級学年は4月に4年生になりました。教員の労働条件は子どもの教育条件であることが、少人数学級の場合よりも保護者には届きにくいという状況がありますが、教師が子どもに寄り添い保護者とも丁寧にかかわることを困難にしているのが教員の過重労働であることは確かです。教職員を増やし、標準授業時数を減らすという要求は、広く受け入れられる可能性があると考えられます。

東京都教育委員会は多くの都民、保護者、教育関係者が反対の声をあげたにもかかわらず2022年11月27日に民間業者による英語スピーキングテスト(ESAT-J)を実施し、それを2023年度都立高校入試の合否判定に利用しました。しかし、このテストには採点の公平性・客観性の問題や、実施の際の音漏れなどの教室環境の不備、単発アルバイトの試験監督など多くの課題が指摘されています。東京での実施が全国での実施の皮切りになることも予想されることから、教育の市場化の問題として、引き続き注目が必要です。

給食費無償化や子どもの医療費無料化の運動も、4月の統一地方選の争点にもなり、全国的に取り組まれています。しかし、全国教育研究交流集会の基調報告でも指摘されたように、「社会的矛盾を受けての大きな変革を望むべきはまだまだこれから」と言えます。

子ども研究をより深いレベルですすめることと、政策の本質の徹底的な解明と批判を通して、社会変革の展望を持つことが改めて私たちに求められています。

2) 16期前期の研究活動の総括と新しい取り組み

研究委員会の活動については、それぞれの総括レポートを参照していただくこととして、ここでは2022年度の公開フォーラムと全国教育研究

交流集会を焦点として報告をします。

2022年度は、新自由主義教育改革の対抗軸を探るために、公教育の危機という状況を共有するアメリカで「社会正義組合主義」を掲げる教員組合運動から私たちが何を学べるかを7月と11月の公開フォーラムと、12月の全国教育研究交流集会のシンポジウムで議論しました。このシンポジウムには民研の全国教育研究交流集会初の海外ゲストとして、アメリカの革新的労働運動の一翼を担うレイバーノーツのスタッフであるバーバラ・マデロニさんを迎えました。

民研では、全国教育研究交流集会で継続的に教員の働き方をテーマとする分科会を設け、また、公開フォーラムでも取り組んできましたが、抜本的な改革を進めるためにも、民研としての取り組みを強めていく必要があります。民研には、教職員の働き方に関する常設の研究委員会はありませんが、その立ちあげも視野に、まずは現場の教師や法律家などとも共同できる専門プロジェクトを立ち上げました。

3) 16期前期の民研の運営の総括と課題

コロナ禍で、2020年3月から運営委員会と評議員会はオンラインで開催してきました。地方からの参加だけでなく、首都圏在住者にとっても移動時間の負担なく参加できたことで、出席率も向上しました。これは会議の持ち方の選択肢が増えたこととして、積極的に評価し、今後も活用していきたいことです。第31回の全国教育研究交流集会は、全体会をエデュカス7階ホールの会場参加者と全国のオンライン参加者をつなぐハイブリッド形式で実施され、分科会はオンライン開催を基本として行われました。このような会議の持ち方は、全教の皆さんの多大なご協力によって実現できたものです。運営形態については、コロナ前に戻すのではなく、この間の経験や利点を生かしつつ、対面ならではのよさも大切にしていきたいと思います。

コロナ禍のもとで、公開フォーラムや全国教育

研究交流集会は参加費無料で行ってききましたが、電子決済のシステムの活用も視野に入れて検討をする予定です。『人間と教育』の電子化についても検討の課題になります。

【第16期活動方針 2022年5月31日】

I 子どもの生存と発達を守る

1) 子どもの権利の実現

発達の危機／差別のない社会

貧困・虐待、ジェンダー格差

子どもの権利条例づくり

2) 子ども・青年に寄り添い、ともに人類の課題に向き合う

「民主主義と平和」を継承し支える世代を育てる

「声を上げる」文化

3) 災害やパンデミックと子どもの育ちへの影響の継続的研究

原発事故は終わらない

With and Post コロナ

4) 子どもの発達を支える保育者・教育者・福祉関係者の専門性の保障

5) 政府の人材育成施策と子ども

「こども家庭庁」の問題

II 公教育の解体に抗して——教育の保障と公教育の再構築

1) 教育における新自由主義（市場化・民営化）の進行とその影響

入試とその準備における民間企業の参入
子どものデータの収集（⇒利活用）

2) 教育におけるICTと教育実践

デジタルリテラシーの獲得

探究的学習の可能性／真に「対話的で深い学び」とは

ICT活用による教室の人間関係の変化

子どもの学びについての可能性と懸念

3) 未来の教室（経産省）

4) 「令和の日本型学校教育」（2021.1.26.）

と「学びの構図」を批判的に乗り越える

新学習指導要領（2017/18）のもとでの

- 創造的な教育課程編成と学校づくり
- 5) Society55.0に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ
科学技術政策のもとでの人材育成策
- 6) 教育条件の整備
少人数学級／特別支援学校の設置基準（適用範囲の問題）
- 7) 学校統廃合と地域の運動
- 8) 大学の新自由主義的改編
- Ⅲ 働きがいと喜びのある教育の場の創造を
- 1) 教職員の働き方「改革」と教員の専門性
定数問題：2022勤務実態調査 2023給特法
- 2) 免許更新制の廃止と「新たな教師の学び」
教員ごとの研修の「記録」と管理職等の「指導助言」の義務化
教職員の自主的研究と学び
- 3) 教員養成の問題
文科省による統制
コアカリキュラム／自己点検評価
- Ⅳ 地域・全国レベルでの多様なとり組みへの参画と共同
- 1) 憲法1947—児童憲章70年1951—子どもの権利条約1989/94
- 2) 平和・人権・自由の声を上げ、広げる不断の闘い

- 改憲阻止／次の戦争を止める／今の戦争を止める
- 3) 子ども青年・地域住民・保護者と教育関係者による参加と共同の子育てと教育づくり
- 4) 学校統廃合に抗し、地域を守る運動
- 5) 「子どもの貧困」への地域での対策と取り組み
- 6) 法改正を伴う少人数学級を焦点とした、教育条件整備の国民的大運動
- 7) 個人の尊厳とジェンダー平等の実現において
- 8) 各地域・学校での自主的な教育実践を支援します取り組みへの参加
- 9) 教師の専門職性を尊重した、実りある働き方改革の実現
- V 民研設立30年を土台に
- 1) 『民研30年のあゆみ』（2021.9.）から学ぶ—初心と軌跡
- 2) 研究委員会における継続的な活動と成果の交流・共有
- 3) 課題に対応する研究プロジェクトと公開研究フォーラム
- 4) 全国教育研究交流集会
- 5) 『人間と教育』『年報』の普及と活用
- 6) 活性化を目指した組織・財政改革

年報2022 (第22号)

高校におけるキャリア意識形成

—現代の青年期教育を問い直す—

2023年3月発行

年1回発行

A5版 頒価1800円

購入は、民主教育研究所へ

高校教育論・再考—教育現実を踏まえ、青年期教育を展望して 児美川孝一郎

特集1：高校生のキャリア意識形成

第1部 総合学科におけるキャリア意識形成

第1章 総合学校の現状とその果たしてきた役割
阿部英之助・原健司・林萬太郎

第2章 総合学科の設置系列の変化と現状 林萬太郎

第3章 総合学科が育てる「キャリア意識」とは
—総合学科B高校の調査から— 原健司

第2部 普通科におけるキャリア意識形成—F高校を事例に—

第1章 F高校の概要—F高校を調査対象として選んだ理由と調査の概要— 降旗信一・太田政男

第2章 普通科高校における「キャリア意識」はいかに形成されるか
福井庸子・原健司

第3章 進路希望の性差はいつごろに現れるのか 福井庸子

特集2：青年期教育の50年
——大串隆吉氏と太田政男氏に聞く

大学時代の教育に関連した経験—結核療養所・セツルメント・青年学級—/学生時代に影響を受けた書籍—宮原誠—『青年期の教育』—/初期の研究テーマ—青年の学習要求・自己形成/教科研・青年期教育部会での関心と活動/共著「青年期教育論の再検討」(1980)の問題意識/共通教養についてどのように考えるか/労働過程の不透明化と高校普通科における教育の模索/教育運動の展開と分裂・教育運動と研究との関連性/現在なお引き継がれる青年期教育の課題とは/

投稿論文

1 性をめぐる中学生の実態と性教育をめぐる教師の動機
—質的調査からの研究ノート— 小宮明彦

2 「高校生」の私的ネットワークの可能性と「自分らしさ」 黒川啓一
民主教育研究所記事—研究所スタッフ・研究活動

編集・発行 民主教育研究所

民研日誌 3～5月

- 3月 2日 子ども全国センター幹事会
 3月 5日 学校統廃合と小中一貫を考える全国交流
 集会in兵庫
 3月 7日 中等教育研究委員会
 3月11日 第6回運営委員会
 3月13日 全日本教職員組合と「教職員の長時間労働
 解消をめざす給特法改正にかかわる懇談」
 「環境と地域」教育研究委員会
 3月16日 中等教育研究委員会
 3月17日 「特別支援教育と子ども・学校」研究委員会
 三役・事務局会議
 3月18日 ～19日 全国定通父母の会
 3月19日 高校教育研究委員会
 3月21日 シンポジウム「今こそ、給特法の改正と教職員
 の大幅増員を」
 3月22日 中等教育研究委員会
 3月23日 教育のつどい実行委員会
 3月24日 「ジェンダーと教育」研究委員会
 3月31日 『人間と教育』編集会議
 4月 2日 教育課程プロジェクト第1回
 4月 5日 新婦人が中村雅子さんをインタビュー
 4月 8日 教育のつどい実行委員会
 4月12日 新プロジェクト(働き方改革)打ち合わせ
 4月13日 子ども全国センター幹事会
 4月16日 子ども研究委員会
 4月20日 「環境と地域」教育研究委員会
 『人間と教育』編集打ち合わせ
 4月21日 会計監査
 4月24日 三役・事務局会議
 「ジェンダーと教育」研究委員会
 4月25日 『人間と教育』編集委員会
 4月27日 子ども研究委員会
 4月30日 9条地球憲章の会・民研共催
 教育課程研究委員会
 5月 1日 メーデー
 5月 3日 憲法集会
 5月 7日 教育課程プロジェクト第2回
 子ども研究委員会
 5月13日 第7回運営委員会
 ～14日 分科会共同研究者会議
 5月16日 『人間と教育』編集校正
 5月19日 『人間と教育』出張校正
 第63回自治体問題研究所総会へのメッセージ
 「特別支援教育と子ども・学校」研究委員会
 5月24日 教育のつどい実行委員会
 5月25日 子ども全国センター幹事会
 「環境と地域」教育研究委員会
 5月28日 教育課程研究委員会
 全進研 春のセミナー2023 “社会の現実
 に本気で向き合う生徒たち” 民研後援
 5月29日 「ジェンダーと教育」研究委員会
 5月30日 教員の長時間勤務に歯止めをかけ、豊かな
 学校教育の実現を求める教育研究者有志
 記者会見
 5月31日 日本中国友好協会第72回大会への
 メッセージ

寄贈図書・資料3～5月

- ◆『動物園と水族館の教育』朝岡幸彦編 学文社
- ◆『教育DXは何をもたらすか』中西新太郎・谷口聡・
世取山洋介著・福祉国家構想研究会編 大月書店
- ◆『サクラ・サク上岡中学校3年間の物語』笠原昭男 高文研
- ◆『社会とつながる探究学習』全国民主主義教育研究会編 明石書店
- ◆『「学習成果」可視化と達成度評価』早田幸政編著 東信堂
- ◆『民主主義教育21 平和の危機の時代に、18歳を社会
の主人公に』全国民主主義教育研究会編 同時代社
- ◆『ちば 教育と文化 No100』千葉県教育文化研究センター
- ◆『開発と〈農〉の哲学』澤佳成 はるか書房
- ◆『教師の働き方』片山悠樹・寺町晋哉・粕谷圭佑編著 大月書店
- ◆『農業教育研究 No.46』全国農業教育研究会
- ◆『大学職員論叢』大学基準協会編集グループ 大学基準協会
- ◆『世界に学ぶ主権者教育の最前線』荒井文昭・大津尚
志・吉田雄一・宮下与兵衛・柳澤良明 学事出版
- ◆『学童保育情報2022-2023』全国学童保育連絡協議会
- ◆『先生が足りない』氏岡真弓 岩波書店
- ◆『学校運営と父母参加』葛西耕介 東京大学出版会
- ◆『私たちは黙らない!』平和を求め軍拡を許さない女た
ちの会 関西/編 日本機関誌出版センター
- ◆『否定の中に肯定をつかむ弁証法ノート』折出健二 高文研
- ◆『恵那路 文芸特集号』『恵那路』編集委員会 恵那教育研究所

季刊『人間と教育』を発行しています

1190円+税 全国の書店で販売 民研から購読可能

- ◆118号 <2023年6月>
特集 どうみる?こども基本法・こども家庭庁
- ◆117号 <2023年3月>
特集 つながり、たたかう教師
——アメリカの教員組合運動に学ぶ
- ◆116号 <2022年12月>
特集 地域から学校が消える!?
- ◆115号 <2022年9月>
特集 戦争より悪はない
——「ウクライナ戦争」から何を学ぶのか
- ◆114号 <2022年6月>
特集Ⅰ タンマツが学校にやってきた!
特集Ⅱ いま改憲論を問う

民研だより No.156 2023年6月10日

発行 民主教育研究所 発行責任者 中村雅子

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1

全国教育文化会館 5F

TEL 03-3261-1931 Fax 03-3261-1933

Email office@min-ken.org

HP <https://www.min-ken.org>

